

別紙 1

一関市若者U I ターン支援補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 当補助金に関する報告及び立入調査について、岩手県又は一関市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 岩手県又は一関市が実施する移住定住施策に関するアンケート、聞き取りその他の協力依頼に応じます。
- 3 以下の場合には、一関市若者U I ターン支援補助金交付要綱に基づき、当補助金の全額を返還します。
 - (1) 当補助金の申請に関し、虚偽の申請をした場合
 - (2) 当補助金の申請日から起算して1年以内に、一関市内から転出した場合
 - (3) 当補助金の申請日から起算して1年以内に、当補助金の交付要件となった職を辞した場合
 - (4) 当補助金の申請日から起算して1年以内に、当補助金の交付要件となった岩手県地方創生起業支援金の交付決定を取り消された場合